

(7) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の延長

物流コストの軽減を図り、我が国産業経済の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税・都市計画税：

平成10年3月31日までに所有した埠頭 課税標準 1/2

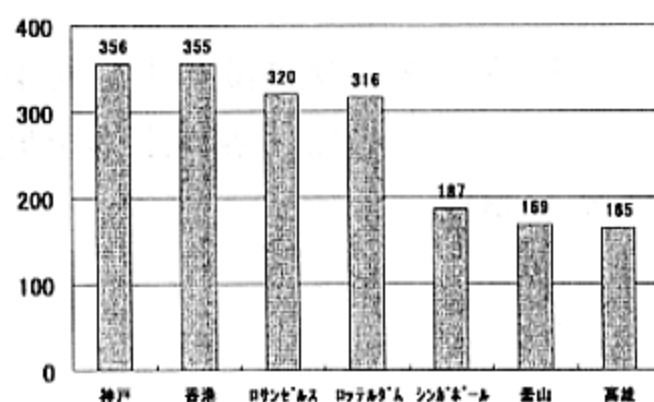
平成10年4月1日から平成16年3月31日までに取得する埠頭

課税標準 10年間1/3、その後1/2

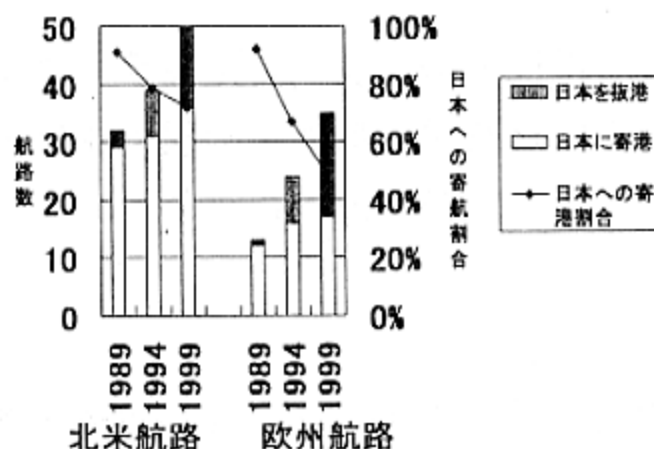
○わが国の港湾における現状

アジア主要港間において貨物争奪戦が進む中で、港湾の高コストなどからわが国主要港を抜港する大型コンテナ船(本船)が激増。

港湾諸料金の国際比較(40フィートコンテナ1個あたり)



(平成7年度の為替レートで算出)



厳しい港湾間の国際競争の中、これ以上の貸付料の引き上げは不可能。

外貿コンテナ埠頭に係る減税措置の継続で貸付料の低廉化を図る。

**外貿コンテナ埠頭に係る特例措置の延長は
必要不可欠**